

世界へとびだせ.COM インターンシップ研修プログラム DS-2019 申請サポート 同意書

本申込み書および同意書(以下「同意書」といいます)をもって、AZusa, Inc.(以下「当社」といいます)と、以下の要綱に同意 しご署名を頂いた J-1 インターンシップ研修プログラム参加者(以下「参加者」といいます)との契約とします。当社は同意書 に基づき、参加者に対し DS-2019 申請のサポートを提供します。

A)アメリカ合衆国移民法の遵守

本契約書の定める内容のご承諾と共に、今後作成する『DS-2019 申請書類』(英文)で定めるアメリカ合衆国移民法に基づく規則・規制を厳 守することをご了解の上で、本プログラムにお申込みください。本契約内容は、2014年1月1日現在のアメリカ合衆国移民法の規定に基づ いて作成されています。本プログラムはアメリカ政府の承認を必要とするものであり、アメリカ政府の法律や規定の変更に伴い、都度プログ ラム内容の変更が生じることがあります。その際にやむを得ず、予告無しにプログラムの内容変更、改訂、本契約内容の変更、プログラム 料金の見直しを行うことがあります。いかなる事態においても、常にアメリカ合衆国移民法が最優先されることをご了解ください。

B) DS-2019 申請サポートお申し込みの際の事前審査について

申請サポートをお申込みの際には、英文(または和文)履歴書・職務経歴書を提出いただき、事前審査をさせていただきま すのでご了承下さい。また、以下の事由により、当社は、参加者からのお申込みをお断りすることがあります。

- 研修プログラムの参加資格に適合しない場合
- 2. 保護者やご家族の同意を得ていない場合
- 必要な提出書類を準備できない場合 3
- 4. 参加者の身体的および精神の健康状態が、プログラムへの参加に適切ではないと判断された場合
- 申請書及び申告内容に事実と異なる記述があった場合 5.
- その他、当社が不適切と認めた場合

C) DS-2019 発行団体の選択と、プログラム申請費について

- 可能な限り確実に DS-2019 を取得する目的で、プログラムに最適と判断される DS-2019 審査発行 NPO 団体(以下、 1 「DS 団体」といいます)を選択し、申請を行います。DS 団体の選択は、当社の判断に 100%委ねられるものとします。
- **DS-2019 のプログラム申請費、**審査料および DS-2019 発行料として、DS 団体が定めた申請料金を、参加者から DS 団体へ直接お支払いいただきます。 DS-2019 プログラム申請費は、DS 団体によって異なります。
- 3. DS 団体によって、申請時に提出する書類や手続きの方法は若干異なります。
- 英語力や研修への姿勢を審査する目的で、DS 団体による電話面接が実施される場合もあります。



D) 傷害保険について

- DS-2019 の取得にあたり、アメリカ政府の規定に基づき、参加者には傷害保険への加入が義務づけられています。
- 2. クレジットカード等に付帯されている保険に加入している場合でも、別途 DS 団体指定の保険に加入をされませんと、プ ログラムへの参加および DS-2019 の取得は認められません。
- 3. 傷害保険料は、弊社経由または DS-2019 の申請団体に対して、実費をお支払いいただきます。
- E) DS-2019 申請サポートのサービス内容と、サポート費について
- DS-2019 申請サポート費:INVOICE にて事前に提示しご了解を得た費用を、参加者から当社にお支払い頂きます。 1.
- 2. DS-2019 の申請は、基本的に当社を介して当社のパートナーDS団体に対し申請を行います。 事情によりパートナー 以外のDS団体に申請する場合には、参加者本人が直接 DS 団体に申請する形式をとります。 当社は、トレーニン グ・プランを含む申請に必要な書式の作成準備を請け負い、また、DS-2019 取得に向けて必要となる情報提供やアド バイスをご提供します。
- 3. 当社は可能な限り迅速に申請手続きを進めますが、プログラム参加者、研修先ホスト企業(以下「ホスト企業」といいま す)の都合による必要書類準備の遅延、DS 団体・政府機関の申請処理のスピードについて、参加者が希望する研修 開始日までにすべての手続きが完了することを保証するものではありません。 研修開始日の 3 ヶ月以上の余裕を持 って手続きを開始されることをお勧めします。

H) 紹介先企業のコンタクト情報の取り扱いについて

研修先企業紹介の際にお知らせするホスト企業の担当者の電話番号、E-mail address 等のコンタクト情 報は、参加者の採用面接の実施を目的として、また採用決定後の研修準備をスムースに進める目的で、 限定的に開示されるものです。個人情報保護法の尊守、また不要な混乱や誤解を避けるために、コンタ クトに関する以下の制限を守ってください。

- 1. 研修先ホスト企業の正式決定以前に、参加者および参加者の家族知人等は、AZusa が紹介し た企業への連絡は必ず AZusa を介して行ってください。
- 2. 採用面接を受けたが不採用となった企業、または研修生側から応募を辞退した企業の採用担 当者に対して、以降の連絡は行わないでください。連絡の必要が生じた場合には、必ず AZusa を介してコンタクトを行ってください。
- 3. 研修終了後であっても、今回の研修に関連する事項についてホスト企業またはホストファミリー との連絡が必要になった場合は、必ず AZusa を介してコンタクトを行ってください。



DS-2019 申請サポート費に含まれるサービス

- ① DS-2019 取得のための情報提供とコンサルテーション
- ② 参加者と申請先 DS 団体間の通信事項に関する指導および補助
- ③ DS-2019 申請書類一式の作成代行または補助
- ④ **トレーニング・プラン**の作成代行または補助
- ⑤ 英文レジュメの添削
- ⑥ DS-2019 審査インタヴューのためのアドバイス
- ⑦ DS-2019 取得までの弊社発の通信費、事務諸経費一式

上記サポート料金に含まれない実費等

- ① DS-2019 のプログラム申請費; DS 団体が定める研修期間に応じた実費を、参加者から弊社経由で、または DS 団 体に直接お支払い頂きます。
- 傷害保険費用 : 研修期間分の保険料を、参加者から弊社経由で、または DS 団体に直接お支払い頂きます。
- (3) SEVIS 費用: \$180 を参加者から弊社経由または DS 団体を通して直接お支払いください。
- J-1 ビザ申請費用: \$160 を参加者からアメリカ大使館へ直接お支払いください。
- 申請者発の国際通信費、海外銀行送金手数料、各種書類送料等
- ⑥ 渡米旅費、宿泊費、生活準備費用等
- ⑦ ホスト企業申請サポート費 : 次項をご参照ください
- 英語インタヴュー対策電話模擬練習:DS 団体による参加者への電話インタヴュー審査に備え、SKYPE 電話を介し たインタヴュー模擬練習を別途有料にてご提供しています。

新規ホスト企業申請サポート

- 1. J-1 インターン研修生をはじめて受け入れるホスト企業は、ホスト企業申請サポートを受けていただいています。 下記のような指導や対策を、ホスト企業の担当者と直接通信しながら進めていきます。
 - ① DS-2019 とその申請手順についての情報提供とコンサルテーション
 - ② ホスト企業から DS 団体へ提出する申請書類の代行作成や添削
 - DS 団体が実施する「ホスト企業訪問審査」に関する指導と対策
 - 4 DS 団体が実施する「Supervisor へのインタヴュー審査」に関する指導と対策
 - ⑤ 英語ホームページの調整に関する指導と対策
- 2. ホスト企業申請サポート費:事前にお見積もりを提示しご了解を得た費用を、申請開始前にホスト企業または参加者 から当社へお支払いいただきます。
- ホスト企業が下記の条件をすべて満たす場合には、ホスト企業申請サポートは不要となります。
 - ① DS-2019 申請先の DS 団体から過去に訪問審査を受けて既に合格しているか、または、研修を実施する事業所 の従業員数が 25 名以上か年間売り上げが\$3,000,000 以上で「ホスト企業訪問審査」が免除される。
 - ② ホスト企業がアメリカ現地の顧客を対象とした事業を行っていることを示す「英語のホームページ」がある。



③ ホスト企業の申請担当者が J-1 ビザの規定や DS-2019 の申請について理解しており、当社からの説明や指導を 行う必要がなく、ホスト企業側の DS-2019 申請手続きはすべてホスト企業または参加者を介して進められること。

ホスト企業訪問審査 (Site Visit Fee)

- DS-2019 の審査手順のひとつとして、DS 団体による「ホスト企業訪問審査 (site visit)」が実施されます。
- 2. ホスト企業が申請先の DS 団体から過去に訪問審査を受けて合格している場合、「ホスト企業訪問審査」は免除されま す。
- 3. 研修を実施する事業所の従業員数が 25 名以上か、年間の売上額が\$3,000,000 以上の企業は、「ホスト企業訪問審 査」が免除されます。
- ホスト企業訪問審査料 :DS 団体により審査料は異なります。通常ホスト企業側から DS 団体にお支払い頂きますが、 ホスト企業側から「参加者負担」を求められた場合、双方の了解のもとに、参加者にご負担いただくこともあります。

DS-2019 の発行が拒否された場合

DS 団体の審査により DS-2019 の発行が拒否された場合には、

- 1. DS 団体に納入した DS-2019 プログラム申請費、傷害保険料から、各団体の規定に基づくキャンセル料金を差し引い た全額が払い戻されます。
- 2. 当社のサポート費の払い戻しはございませんので、ご了承ください。
- 3. 別の DS 団体への再申請が可能です。 DS-2019 プログラム申請費・保険料は、DS団体によって異なります。

■■■ J-1 **ビザ申請代行サポート** (オプショナルサービス)

追加サポートとして、J-1 ビザ申請代行サポートをお申し込みいただけます。

- 1. J-1 ビザ申請代行サポート費: 事前にお見積もりを提示しご了解を得た費用を、研修生から当社にお支払いくださ い。
- 2. **J-1 ビザ申請代行サポート**には下のようなサポートが含まれます。
 - ① J-1 ビザ申請手続きに関わる情報提供およびコンサルテーション
 - ② アメリカ大使館面接の予約代行
 - ③ DS-160 の代行申請
 - ④ アメリカ大使館面接設問集・対策ガイドブック
 - ホスト企業が提出する各書類一式の作成サポート
 - 渡米準備と現地生活に関する情報提供とコンサルテーション
 - ⑦ アメリカ大使館インタヴュー対策電話模擬練習:アメリカ大使館でのビザ面接審査に備え、SKYPE 電話を介した **インタヴュー模擬練習**を別途有料にてご提供しています。

J-1 ビザの発給が拒否された場合、または米国への入国を拒否された場合

アメリカ大使館(または大阪領事館他、アメリカ大使館の出張所)面接により J-1 ビザの発給が拒否された場合、或いは、



J-1 ビザが発行されたが渡米時に入国審査局で米国への入国を拒否された場合には、

1. DS-2019 を再発行してもらい、アメリカ大使館 (または大阪領事館他、アメリカ大使館の出張所)に再申請を行い、面 接を受け直すことができます。

J-1 ビザ再申請料: \$160 をアメリカ大使館に直接お支払いください。

DS-2019 再発行料: DS 団体に直接お支払いください。 団体によって価格が異なります。

DS-2019 再発行 サポート費 : 別途かかります。 当社にお支払いください。

2. または、前回と同じ DS 団体、または別の DS 団体に対して DS-2019 の再申請を行って、新しい内容の DS-2019 を発 行してもらい、アメリカ大使館面接を受けなおすことが可能です。

DS-2019 再申請費: DS 団体に直接お支払いください。 団体によって価格が異なります。

DS-2019 再申請 サポート費 : 別途発生致します。 当社にお支払いください。

F)サポートのお申込みと契約成立、及び費用のお支払いについて

- 1. サポートのお申し込みは、本書の最終ページの同意書にご署名の上、当社に FAX、E メール(スキャンデータ添付)また は郵送のいずれかの方法でご返送下さい。
- 2. ご請求書を本同意書と同時に発行いたします。サポート料金は、当社の銀行口座へ銀行送金にて、請求書発効日から 5日以内にお支払い下さい。なお、銀行振込手数料は参加者側の負担でお願いいたします。
- 3. 申請サポート費用のお支払い完了をもって、正式なサポートお申込みとさせていただきます。当社銀行口座へのサポ 一ト費用入金を確認後に、サポート作業を開始します。
- 4. 申請手続き中に、アメリカ合衆国政府によるビザ・DS-2019 の申請基準の変更、手続きの変更、および申請料の変動 が生じる場合があります。
- 5. 指定期日までにサポート費用のお支払いが行われない場合、お申し込みを解除させて頂く場合があります。

G) プログラムの解約(キャンセル)について

サポート費のお支払い前のキャンセル

参加者は、以下の規則に準じた手続きを経て、サポートお申込みの取消し(キャンセル)が可能です。以下の情報を書面に 明記の上、当社にメールまたはFAXにてお知らせください。書式の指定は特にありません。

- ① お申込みキャンセルの旨とその理由
- ② 参加者のお名前、ご本人の署名(または捺印)・住所・電話番号

サポート費のお支払い後のキャンセル

- 1. サポート費お支払い後のご返金はできかねます。
- 2. また、以下のような事由が生じた場合は、当社は参加者に通告の上で本契約を解約させて頂くことがあります。 これら の項目に基づいて当社がお申込みを解約した場合は、返金に応じることはきません。また、この解約に伴い、参加者が



被るあらゆる不都合や損害に対しても、当社は責任を負いかねます。

- ① 定められた期日までに、必要な費用の支払いがなされない場合。
- 定められた期日までに、必要な書類の提出がなされない場合。
- ③ 事前にお知らせなく、参加者と長期にわたり連絡が取れなくなった場合。
- ④ 参加者が当社に提出した書類の内容、届け出た情報に、虚偽または重大な遺漏があると判明した場合。
- ⑤ その他、当社が何らかの損害を被った場合。

H) 個人情報の保護について

- 1. 当社が受理したすべての参加者に関する個人情報・書類等は、当社によって厳重に保護されます。
- 2. これらの情報は、DS-2019 の取得、J-1 ビザの取得、および渡米後のインターンシップ研修の実施を目的として使われ、 それ以外の目的に使用することはありません。

I) DS-2019 および J-1 ビザ申請に関する免責事項

- 1. 参加者に対し DS-2019 が発行されるか否かは、DS 団体の判断に委ねられるため、当社は DS-2019 の発行の可否に ついての責任を負いかねます。
- 2. 米国大使館・領事館側の判断、また参加者の個人的な事由、その他の事情・事由により J-1 ビザが発給されなかった 場合は当社は一切責任を負いかねます。
- 3. DS-2019 申請、、J-1 ビザ申請の進捗スピードは、参加者、ホスト企業、DS 団体、政府機関の対応・手続きの対応状況 に影響をうけるため、当社は申請期間の遅延につきましては一切責任を負いかねます。

J) ホスト企業変更手続きについて

- 1. 当契約にはホスト企業変更のためのサポートは含まれておりません。
- やむをえない理由により、ホスト企業と参加者の双方が研修先の変更を希望される場合は、当社担当者まで必ずご相 談ください。 正しい手続きを踏まずにホスト企業を辞めた場合には、移民法の違反となる可能性もありますのでご注意 ください。
- 3. 研修先企業の変更手続きを行う場合は、下記の費用が必要です。

ホスト企業変更手続き料:DS 団体によって費用が異なります。DS 団体へ直接お支払いください。

新しいホスト企業の紹介料:面接設定料\$295、採用決定時に\$750を当社にお支払いください

変更手続きサポート費:\$450 を当社にお支払いください。(プログラムの書き換え、申請書類の作成等を行います)

K)研修期間の延長手続きについて



- 1. 当契約には研修期間の延長のためのサポートは含まれておりません。
- 2. ホスト企業と研修生の双方が研修期間の延長を希望される場合は、J-1 インターンは最長 12 ヶ月、J-1 トレイニーは最 長 18 ヶ月までの研修期間延長手続きをとることができます。
- 3. 延長手続きは、期間終了の30日前までに完了しなくてはなりません。必ず終了日の2ヶ月前までにご相談ください。
- 4. DS 団体の判断により、研修期間延長が拒否される場合もあります。
- 5. 研修期間延長の手続きを行う場合は、下記の費用が必要です。

DS-2019 プログラム延長料: DS 団体と延長期間により異なります。DS 団体へ直接お支払いください。 **延長手続きサポート費:別途発生致します。**当社にお支払いください。

M) その他免責事項

以下の事項により生じた研修プログラムの出発延期及びキャンセル等について、当社は責任を負いかねます。また、同事 由による費用の増加等の負担は参加者に帰属するものとします。

- 1. DS 団体およびアメリカ大使館によるビザ発給の是非や承認の遅延が原因で、研修開始の遅延・延期・中止などが生じ た場合。
- 2. 通信事情または発給機関の事情により、DS-2019 および渡航に必要な書類が期日までに届かず、出発できない場合。
- 3. 参加者の個人的な事由、または各都道府県旅券申請窓口・各国大使館・領事館側の事情により旅券、査証が出発ま でに取得できなかった場合。
- 4. 参加者の個人的事由、または渡航先移民局の判断により旅券・査証(ビザ)の発給を拒否された場合、もしくは渡航先で の入国を拒否された場合。
- 5. 参加者の個人的な事由により、手続きの継続が不可能になった場合。
- 6. 天災地変・戦乱・暴動・運送、宿泊機関の事故・日本又は外国の官公署の命令、出入国規制・伝染病による隔離・自由 行動中の事故・盗難・運送機関の遅延・不通、スケジュール変更・陸海空における不慮の事故・その他不可抗力の事由 により生じた損害。
- 7. 研修開始後は参加者個人の責任に基づいて行動していただきます。研修期間中のいかなる事故やトラブルに対しても 当社は責任を負いかねます。
- 8. 参加者の故意または過失により、米国の法令、研修地の州の法令、ビザ発行団体の規則、公序良俗もしくは受入企業 や滞在先の規則等に違反した行為により生じた責任・損害等は、すべて参加者個人の負担となります。

以上



インターンシップ研修プログラム DS-2019 申請サポート お申し込み書、および同意書

私は、AZusa, Inc.,(1730 South Amphlett Blvd., Suite 111, San Mateo, CA 94403 U.S.A.)に対し、以下のサポート業務を依頼します。

- DS-2019 申請サポート
- □ J-1 ビザ申請代行サポート (オプションサービス: 希望される場合は □をチェックしてください)

私は、この同意書について署名を行う前に、同意書を熟読しその内容を十分承知しています。 DS-2019 および J-1 ビザの 発行は、DS 団体とアメリカ大使館の判断にそれぞれ委ねられることを理解し、DS-2019 およびビザ発給が不可となった場合、 またなんらかの事由により申請が中断された場合にも、本契約書の約定以外の保障はなされないことを承知しています。

J-1 インターシップ・プログラム参加者 氏名:	
参加者 住所:	
参加者 電話番号:	_ Eメールアドレス:
緊急連絡先 氏名:	参加者との続き柄
緊急連絡先 電話番号:	または Eメールアドレス:
参加者署名 または 捺印	日付